

# 全国直販流通協会 コンプライアンスセミナー

全国直販流通協会が6月9日に開催したコンプライアンスセミナーに、さくら共同法律事務所の大原隆弁護士が登壇、改正されたばかりの個人情報保護法と消費者契約法のポイントについて解説した。千原弁護士は特に、改正個人情報保護法に、ネットワークビジネス(NB)事業者がどう対応すべきかということに力点を置いて詳しく説明した。

## 千原曜 弁護士 講演要旨



供と捉え、対策を講じる必要がありません。第三者提供を行う場合、ダウン情報がアップに開示されることへの同意をタウンの会員から取るのが前提となります。入会時に同意を取るのが

供と捉え、対策を講じる必要がありません。第三者提供を行う場合、ダウン情報がアップに開示されることへの同意をタウンの会員から取るのが前提となります。入会時に同意を取るのが

こういった負担を避けるためには、主宰会社とアップ会員が、個人情報「共同利用」するといふ形をとる必要があります。ただし「共同利用」システムを取る場合も、プライバシーポリシーを整備したり、アップ会員側を十分に管理できる体制を用意したりといったことが必要です。

### 全消費者契約が対象

6月8日から施行された消費者契約法の改正では、「過量販売取消権」が認められました。DS業界の企業も含めて、すべての消費者契約が対象です。つまり、これまで

こういったことを踏まえると、次のような対応策が考えられます。①各消費者の購入履歴、販売量、購入総額をきちんとチェックできるシステムを構築すること②会社としての過量販売基準を制定すること③「特別な事情」をもって販売を継続する場合に、消費者から確認書を取得すること④過量販売によるトラブルが起きた際には、早めに円満な解決を図る姿勢を示すこと——が必要な対策になると思います。

## 早めに形作りを

5月30日から改正個人情報保護法が施行されました。タイレクトセリング(DS)業界で最も直接的に影響を受けるのは、NB事業者だと思えます。ディストリビュータ

# 早めの改正法対応で形作りを

に改善に努めれば、おそらく実害はないでしょう。まずは形を作っておくことが大事だと思います。

ベストですが、少なくとも概要書面の追記など、証明できる書面の形で同意を取ることが検討する必要があります。

同利用される個人データの項目や共同利用者の範囲、利用目的などの情報をあらかじめタウン本人に通知し、本人が容易に知りえる状態にしておくなければなりません。

特商法で過量販売が規制されていた訪問販売だけでなく、NBや展示会販売、宣伝講習販売、デパートの外商販売なども対象ということになります。

消費者庁公表の逐条解説によると、過量販売になるかどうかについては、①商品の内容②取引条件③生活状況④生活状況についての消費者の認識——の四つの要素から決めるとしています。

前提として申し上げておくと、個人情報保護法の場合、違反したからといって、特商法のような大きなリスクがあるわけではありません。従って、施行日に対策が間に合っていないとしても、早め

NB会社にとって注目のべき、改正法のポイントは、「アップへのダウン情報の提供をどうするか」ということだと思います。アップの会員が、タウンの会員の購入履歴などの情報を取得する場合、会社としては基本的に、個人情報の第三者提

供を受ける必要はありません。第三者提供を行う場合、ダウン情報がアップに開示されることへの同意をタウンの会員から取るのが前提となります。入会時に同意を取るのが

こういった負担を避けるためには、主宰会社とアップ会員が、個人情報「共同利用」するといふ形をとる必要があります。ただし「共同利用」システムを取る場合も、プライバシーポリシーを整備したり、アップ会員側を十分に管理できる体制を用意したりといったことが必要です。

特商法では、特商法と違って行政処分はありません。あくまで民事的に、取り消しが認められるだけですが、それでも大きな金額になると企業にとってダメージになるのは確実です。

決めるとしています。ケースバイケースですが、自社で一定の基準を設けておくことが望ましいでしょう。